

1. 消費者安全法の目的及び措置規定

○目的

「この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」(法第1条)

○措置規定

法第15条～第19条は、消費者被害の発生又は拡大の防止のために、消費者庁(内閣総理大臣)が本法に基づいてとり得る措置を規定。

- ①消費者の注意喚起のための情報公表・・・注意喚起
- ②被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合に、法律に基づく措置を実施するよう関係各大臣に要求・・・措置要求
- ③被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない場合(いわゆる「すき間事案」の場合)で、かつ生命・身体に関する重大事故等の場合に、事業者に対し、
 - a) 必要な措置をとるよう勧告・・・勧告
正当な理由なく従わない場合は当該措置をとることを命令・・・命令
 - b) 急迫した危険がある場合は、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限・・・譲渡等禁止・制限
禁止・制限措置に違反したときは商品の回収等を命令・・・回収命令

(消費者庁政策調整課他編 『逐条解説消費者安全法』124頁)

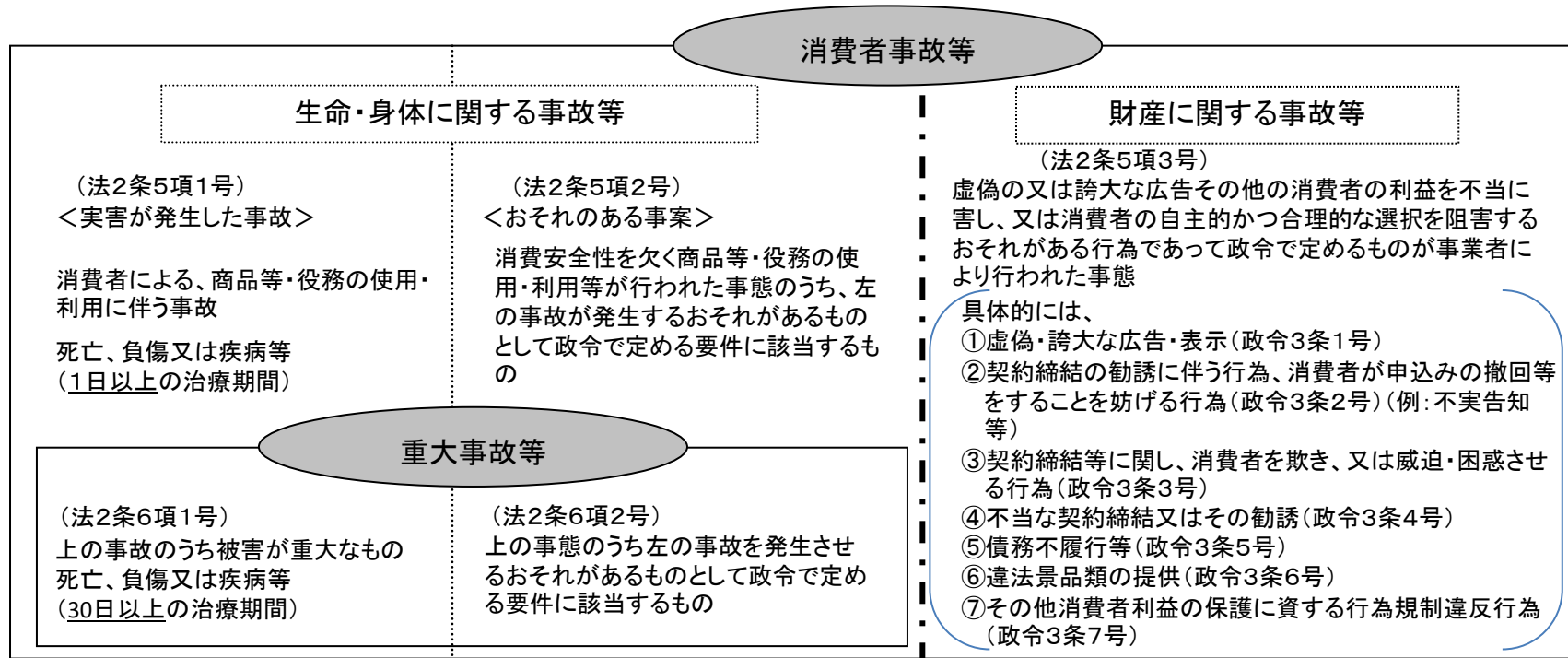
		消費者庁に対するもの	消費者等に対するもの		各大臣に対するもの		事業者に対するもの	
		地方公共団体等からの情報通知(12条)	分析結果の公表(13条)	注意喚起(15条)	措置要求(16条)	勧告・命令(17条)	譲渡等の禁止・制限(18条) 回収等命令(19条)	
生命・身体事案	重大事故等	被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある	○	○	○	○	-	-
		上記がない	○	○	○	-	○	○
	消費者事故等	被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある	○	○	○	○	-	-
		上記がない	○	○	○	-	-	-
財産事案	消費者事故等	被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある	○	○	○	○	-	-
	上記がない	○	○	○	-	-	-	

・注意喚起(法第15条)及び措置要求(第16条。すき間事案を除く。)については、重大事故等(法第2条第6項)だけでなく、消費者事故等(同条第5項)が対象。

・これに対して、勧告・命令(第17条)、譲渡等禁止・制限(第18条)及び回収命令等(第19条)は、重大事故等ですき間事案のみが対象となる。

2. 「消費者事故等」と「重大事故等」の関係

- ・「消費者事故等」(法第2条第5項)とは、生命・身体に被害を与える事案(同条同項第1号及び第2号)のみならず、財産事案(同条同項第3号)を含む。
- ・「重大事故等」(法第2条第6項)とは、生命・身体について被害が生じる事故の中で被害が重大であるもの、又はそうした重大事故等を発生させるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう(同条同項第1号及び第2号)。
- ・「消費者事故等」と「重大事故等」の関係は、下図のとおり。(「重大事故等」は生命・身体に関する事故等に限定されている。)



3. 消費者安全法の措置体系まとめ

- ・以上のとおり、現行消費者安全法においては、消費者事故等のうち、生命・身体事案に係る重大事故等については、事業者等に対する措置(法第17条～第19条)が可能。これに対して、財産事案については、事業者に対する措置を採ることができない。
- ・このような事情もあり、消費者安全法附則第2項において、「政府は、この法律の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされている。

○衆議院消費者問題に関する特別委員会(平成21年4月9日)議事録(抄)

○仙谷委員 何でこんなことをお聞きしたかという、まず今回の参考人の陳述の中で、無登録業者の行為については、無登録は我々は対象としない、扱えないんだ、消費生活センターの相談員からいろいろこういふときに何とか助けてほしいと言っても、無登録は扱えないというのが金融庁の立場だ、こういう回答がほとんど返ってくる。警察へ行ったら、いや、こんな一件や二件ではというのが返ってくる。結局、これははざまに落ちてしまっているんですよ。どんどん広がってから警察が動き出したときにはもぬけの殻、大体こういうケースはそうなんです。

こういう被害をなくそうと思えば、十七条―十九条、生命身体の重大事故、そうじゃなくて、やはりしかるべき基準のもとに経済的取引についても、規定上は、都道府県知事が何とかできるとか、消費者庁長官あるいは消費者担当大臣、内閣総理大臣という書き方になるんでしょうけれども、これがそこに飛び込んでいって調査をして、直ちにその広がりを調べて広がらないようなことをするというふうなことができるようにしないと、これはほとんど、レアレアケースの生命身体の重大事故だけでは、本当に何か羊頭狗肉もいいところだということになるんじゃないですか。これはそういうふうにお変えになるというおつもりはありませんか。

○野田国務大臣 重大事故等を生命身体に関するものに限定したのは、消費者安全法案は、商品やサービスを限定することなくすべての消費者事故等について分野横断的に幅広く適用されるものであるところ、事業者にも事業活動の自由が保障されていることを踏まえ、営業の自由を過度に制約せずに、事業者が事業活動を行う上で当然に果たすべき最低限の責務を果たさなかった場合にのみ権限を発動するという考え方に基づいています。

財産に関する事案ですけれども、取引自由の原則を前提とすると、分野横断的に適用されるものであるにもかかわらず、あらかじめ明確な行為規範を法律で定めることなく、事後的に行政の判断で公権力をもって一定の行為を突然禁止する権利を与えることは、当事者の予見可能性を害し、事業活動に混乱をもたらすおそれがあること、そして、権限を行使するにふさわしいと言えるだけの重大性の基準が、被害を受ける消費者の属性によってまちまちであり、例えば、資産や収入の少ない人には重大な被害であったとしても、それが大きい人には必ずしも重大とは言えず、一定の行為を被害者の属性から独立に、客観的に重大性を定義することが困難である等の問題点があることから、措置の対象となる重大事故等に含めることをしなかったものであります。

(後略)

○衆議院消費者問題に関する特別委員会(平成21年4月16日)議事録(抄)

○階委員 総理に聞いても余り生産的な話にならないので、野田大臣に聞きますけれども、今の任務規定との関係で、このような消費者の利益の擁護及び増進というのが任務とされている以上、これまで御議論のあった、重大事故の中に財産上の問題が含まれないということでございましたが、やはり消費者の利益の擁護及び増進のためには財産問題も重要ですから、重大事故には含むべきというふうに改めて考えております。

この点について、野田大臣のお考えはいかがでしょうか。

○野田国務大臣 御指摘のように、消費者安全法案におきましては、内閣総理大臣によるすき間事案の措置の対象となる重大事故等は、消費者の生命身体に対する重大な被害事案のみを指し、財産に関する事案は重大事故等に含まないということにしております。

このように重大事故等を生命身体に関するものに限定したのは、消費者安全法案は、分野横断的に幅広く適用されるものであるところ、事業者にも事業活動の自由が保障されていることを踏まえて、営業の自由を過度に制約せず、事業者が事業活動を行う上で当然果たすべき最低限の責務を果たさなかった場合のみ権限を発動するという考え方に基づいているからであります。

財産に関する事案につきましては、当事者の予見可能性を害するおそれがあることや、重大性の基準を設定することが困難であること等の問題点があることから、内閣総理大臣による措置の対象となる重大事故等に含めることとしなかったものであります。

すき間事案に対して行政処分等を行い得るという法制度は前例がなく、おのずと対象が限定されるということについてはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

ただし、消費者庁は消費者の利益の擁護及び増進をその任務とするものである以上、消費者庁設置後、消費者の財産に対して重大な被害を与えるすき間事案については、横断的新法による対応も含めて、行政として何らかの対応を検討していくことは重大な課題の一つになるものと認識しております。

○参議院消費者問題に関する特別委員会(平成21年4月28日)議事録(抄)

○木庭健太郎君 この重大事故等について、衆議院からもずっとこれ指摘をされている問題ですが、結局、この重大事故等ということに関しては、今もお話があったとおり、言わば今度は消費者の財産に関する被害ということに含まれていないわけであって、これは、衆議院においては財産に対する被害を含む重大事故等の範囲の検討を行うことが、これも附則に追加をしたがってされていると。

財産という問題になると、その損害の重さをどう感じるかというのは、それこそ被害者によっても、その本人の経済状況によって一変するし、一様でないんですけれども、まあ一人一人にとってみれば、それは軽微だと言われてもその人にとってみれば非常に重いということもあるんであって、ただ、一人一人は少なくとも全体を見れば大きな被害ということは、これはよくある事例でもあるわけなのでございまして。

被害者の救済という問題とも関連するんですが、この重大事故等の範囲の検討を行うについても、財産に対する被害の特性というものについて十分配慮をする必要があると思いますし、またこの財産的な被害に対する事案について、結果として、これもまたすき間というようなことの発生がないように消費者庁としてこれは十分に機能を発揮していただきたいと思っておりますが、この点についての大臣の決意を聞いておきたいと思えます。

○国務大臣(野田聖子君) この度は、御指摘のように、消費者安全法において財産に関する事案というのは、内閣総理大臣によるすき間事案の措置の対象となる重大事故等を含むことをしておりません。

今、理由は、先生も御指摘になりましたけれども、いろいろと消費者によって違いがあったりとか、また重大性の基準を設定することが極めて困難だということがございます。今回は、事業者が事業活動を行う上で当然果たすべき最低限の責務を果たさなかった場合にのみ権限を発動するという考え方に基づいて、内閣総理大臣による措置の対象となる重大事故等を含めることをしなかったわけでありまして。

ただ、財産的被害に対する事案について、結果として、今御指摘のようにすき間が発生しないように、消費者庁は司令塔としての機能を十分発揮することはもう大切なことであります。ですから、消費者庁ができてからは、このすき間事案に対しまして自ら所管する法律による対処が必要な場合には、消費者トラブルの動向を踏まえつつ、速やかに所管する法律や政省令における規制の範囲や禁止行為の対象を見直します。そして、必要に応じて法律や政省令の改正につき企画立案をさせていただきます。

また、新しい法律が必要な場合には、必要に応じ消費者庁自らが企画立案をいたします。さらに、他省庁と連携する対応が必要な場合には、内閣府特命担当大臣からそれぞれの大臣に対しまして、新しい法律案を含めた幅広い制度の策定について内閣府設置法に基づく勧告を行っていくことが考えられます。

さらに、御指摘のように、修正協議がございました。この附則で重大事故の範囲についての検討規定が加えられましたので、これについてはその趣旨に沿ってしっかり検討を行ってまいります。